

遅延加算金請求勧奨ダイレクトメールについて

平成22年12月14日
日本年金機構

1. 趣旨

平成21年5月1日前に時効特例給付をお支払いした方については、ご本人様の請求に基づき遅延加算金をお支払いすることとなっているが、請求漏れを防ぐ観点から、一定の条件を満たす方について請求を勧奨するもの。

2. 送付対象者

時効特例給付が支払済であり、遅延加算金の支払いがない方（平成21年5月1日以降に時効特例給付の支給を受けた「経過措置対象者」を除く）のうち、遅延加算金の仮計算結果が1,000円以上の方。

3. 送付時期と対象者数

送付時期及び対象者数は以下のとおり。

送付日 : 平成22年11月25日
対象者数 : 232,818件

4. 1,000円未満者への周知

遅延加算金が1,000円未満となる者への周知については、全受給者あて送付する年一回の振込通知書（6月送付）に周知文を掲載する予定。